

## 留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市企業進出応援基本条例(令和3年留萌市条例第12号。)に基づき、企業進出により、本市の経済の発展及び安定的な雇用機会の創出を図ることを目的とし、立地事業者に対し、予算の範囲内で留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付に関しては留萌市補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地場産品 地方税法(昭和25年法律第226号。)第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣が定める基準を満たしたものをいう。
- (2) クラウドファンディング 事業所立地促進事業の公募により、採択された事業を実施するための資金を市が指定するインターネットサイトで募集し、調達することをいう。
- (3) ふるさと納税 個人が応援したい自治体に寄附をした場合、手続きをすると一定の上限額から自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税から控除される制度をいう。
- (4) ポータルサイト 民間企業等が運営するふるさと納税による寄附を募集するためのインターネットサイトをいう。
- (5) 企業版ふるさと納税 国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、事業所立地促進事業の事業者公募により採択された者(以下「採択事業者」という。)のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自らが事業の実施主体である者
- (2) クラウドファンディング又は企業版ふるさと納税により、寄附を受けた額(以下「寄附額」という。)が寄附目標額に達した者又は寄附額が寄附目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを市と協議し、市の同意を得た者
- (3) 国税及び地方税の滞納がない(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)

者

(4) 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年留萌市条例第28号。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でない者

(5) 市のふるさと納税の協力事業者に登録し、補助を受けた事業所で生産、製造、加工等を行った地場産品を市のふるさと納税の返礼品に登録する者  
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、地場産品の生産、製造、加工等を行う事業所の立地に関するもののうち、別表第1に掲げる経費(公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる経費を除く。)とする。

2 補助金額は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助対象経費の額を超えないものとする。

(1) ポータルサイトで受領した寄附額の10分の4の額とする。

(2) 企業版ふるさと納税で受領した寄附の場合は、寄附額の10分の10の額を基本とするが、市が委託する事業者の仲介を経て受領した寄附の場合は、寄附額から市が委託する事業者へ支払う委託料に相当する額を減じた額とする。

3 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金等交付申請書(別記様式第1号)に別表第2に規定する書類を添付し、市長に申請するものとする。

(補助事業の着手時期)

第6条 補助事業の着手時期は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、交付決定前着手届(別記様式第2号)を提出し、事業の性質やその他のやむを得ない事由があると市長が特に認める場合は、この限りではない。

(実績報告の提出)

第7条 補助金の決定通知を受けた事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の成果

(2) 事業所立地に係る必要経費に関する収支報告及びこれを証する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(基金への積立等)

第8条 クラウドファンディング又は企業版ふるさと納税により受けた寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は「若者たちが萌えるまち」留萌市応援寄附条例(平成20年留萌市条例第35号。)に基づく留萌市応援基金へ積み立てるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
地場製品の生産、製造、加工等を行う事業所の立地に関するもの（地場製品はふるさと納税の返礼品として活用できるもの）	(1)工場・作業場等の建物取得の建設費 (2)建物付帯設備の整備取得費 (3)地場製品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 (4)建物賃借による増改築費 (5)備品購入費（当該開発に要するものに限る） (6)委託費（当該開発に要するものに限る） (7)外部評価費（当該開発に要するものに限る） (8)その他新商品・新サービス開発等に要する経費

別表第2（第5条関係）

申請期間	添付書類
事業の採択が決定された日から30日以内	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)市区町村税の納税証明書 (4)誓約書 <b>【法人の場合】</b> (5)履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） (6)定款の写し (7)前年度決算書 (8)営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る） (9)その他市長が必要と認める書類 <b>【個人の場合】</b> (5)住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3か月以内のもの） (6)個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合） (7)前年の確定申告書 (8)営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る）

	る) (9)その他市長が必要と認める書類
--	-------------------------